



平成 26 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 東京製綱株式会社
代 表 者 取締役社長 蔵重新次
(コード番号： 5981、東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 佐藤和規
(TEL. 03-6366-7777)

(訂正)「第三者割当による種類株式の発行、定款一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」の一部訂正

平成 26 年 5 月 12 日に発表いたしました「第三者割当による種類株式の発行、定款一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」のについて、一部誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。

記

I. 訂正箇所

5. 発行条件等の合理性

- (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
9 ページ 5 行目～15 行目

II. 訂正内容（訂正箇所は下線を付して記載しております。）

<訂正前>

(略)～。A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（79.0 円）で行使されたと仮定すると、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で最大で議決権数 31,645 個の普通株式が交付されることになり、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 144,307 個に対する割合は約 21.9%となります。なお、A 種種類株式の全部について、A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が、B 種種類株式が最も多く交付される時点において行使された場合（すなわち、当該取得請求権が平成 31 年 7 月 1 日以降に行使された場合）において、これによって発行された B 種種類株式の全部につき、B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（50 円）で行使された場合には、最大で議決権数 18,500 個の普通株式が交付され、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 144,307 個に対する割合は約 12.8%となりますので、A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に生じる最大の希薄化よりも小さいものとなります。～（略）。

<訂正後>

(略)～。A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（79.0 円）で行使されたと仮定すると、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で最大で議決権数 31,645 個の普通株式が交付されることになり、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 144,283 個に対する割合は約 21.9%となります。なお、A 種種類株式の全部について、A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が、B 種種類株式が最も多く交付される時点において行使された場合（すなわち、当該取得請求権が平成 31 年 7 月 1 日以降に行使された場合）において、これによって発行された B 種種類株式の全部につき、B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（50 円）で行使された場合には、最大で議決権数 18,500 個の普通株式が交付され、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 144,283 個に対する割合は約 12.8%となりますので、A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に生じる最大の希薄化よりも小さいものとなります。～（略）。

III. 訂正による影響

今回の訂正において、普通株式に生じる最大希薄化率に大きな影響はありません。

以上